

盛岡保健所長告示第5号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成18年6月16日

盛岡保健所長 鈴木俊彦

1 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372100800	訪問看護事業所ゆとりが丘	岩手郡滝沢村滝沢字土沢541番地	平成18年1月31日

2 通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
031011459	内科小児科久保田医院通所リハビリテーション	盛岡市大館町26番地3号	平成18年3月2日